

令和 2 年 6 月 25 日現在

機関番号：22604

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13679

研究課題名(和文) 権威主義及び「半民主」体制における選挙監視機関のガバナンスと人々の厚生への影響

研究課題名(英文) The Effects of Election Monitoring on Government Performance in Semidemocracies

研究代表者

大槻 一統 (Ohtsuki, Kazuto)

首都大学東京・大学教育センター・准教授

研究者番号：00779093

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：為政者による選挙不正が可能な「半民主的」政治環境において、選挙監視機関、特に国際的な選挙監視団が、監視対象政府の政治パフォーマンスに与える影響を数理モデルと実験的実証手法により明らかにした。研究は英語論文にまとめられ、既に四つの国際学会と一つの国内学会において発表され、英文学会誌において査読されている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、「半民主国家」と呼ばれる政体において、選挙監視機関が果たす役割は、監視対象政府による公共財の供給を促すこともあれば、抑止する方向に働くこともあることを明らかにした。選挙監視機関が監視対象政府のパフォーマンスを向上させる条件は、主に監視機関の政治的偏向の種類と、監視対象国の官僚組織の能力(国家能力)に依存する。この知見は、選挙監視機関と監視対象国の性質の相互依存的关系により選挙監視の効果、及びその規範的影響が変化するという政策的示唆を与える。

研究成果の概要(英文)：This study investigates the effects of election monitoring on government performance in semi-democracies, where governments may engage in corruption and also rig election results. It demonstrates that the different qualities of monitors and the monitored country's state capacity interactively affect an incumbent's incentive to rig elections and, thus, her performance in office. It then discusses various implications of its findings to improve the effects of election monitoring on public welfare.

研究分野：政治学

キーワード：選挙監視 選挙不正 半民主国家 権威主義

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

## 1. 研究開始当初の背景

現代世界に占める民主主義国家の割合は増え、1990年代以降は民主化度を測る各種指標において総国家の過半数を占めるようになった。しかしその中の多く、特に旧共産圏の国々や民主化運動を経て間もない国々は民主主義の定着が未熟な「半民主」国家あるいは「選挙権威主義」と呼ばれるもの (semi-democracies、anocracies 等) であり、これらの国々の民主主義の脆弱性は選挙不正に特徴づけられる。為政者が民主的な選挙手続きを遵守する誘引を持たない政体において、自由で公正な選挙に基づく民主主義は自己拘束的 (関係するアクターが自ら選択し続ける安定した状態) でなく、そのような選挙が自明となっている先進民主国の自己拘束的な民主主義とは質的に異なる。為政者による不正を前提として設計されている選挙は権威主義国家においても導入が進んでおり、現在権威主義体制と呼ばれる政体の過半数が選挙を実施している。このように、現代世界において選挙は自己拘束的な民主主義を持つ国家に例外的なものではない。

このような体制を持つ国々の増加を受け、90年代以降、国際的な選挙監視の動きが加速した。例えば国連や欧州安全保障協力機構 (OECS) のような国際機関から様々な NGO まで、多種多様な国際選挙監視機関が世界中で活動を行っている。我が国も国際平和協力法の規定により、1990年代よりアフリカ、東欧、東南アジア等の国々に選挙監視団を送っている。また、選挙監視機関は国際的なものに限定されず、選挙管理機関、政党、無党派の組織による国内的な選挙監視も多く、多くの国において実施されている。しかし、このような選挙監視の興隆の事実がありながら、研究者・実務家の間に、選挙監視の政府による公共財の提供に代表される民主的政策への影響に関するコンセンサスは未だ存在しない。そこで、本研究は、監視対象国政府による公共財の提供を従属変数とし、環境に応じた最適な選挙監視の方法を模索する。

## 2. 研究の目的

本研究は、民主的な政治基盤が脆弱な国家において、国際的な選挙監視機関による選挙不正の抑止が、政府による公共財の提供に代表される民主的政策の安定を促進し得るかを理論的・実証的に検証することを目的とする。具体的には、あらゆる種類の選挙監視が民主的政策の実現の助けとなるわけではなく、その効果は選挙監視機関の政治的性質や、監視対象国の国家能力に依存すると考えられる。すなわち、選挙監視を民主的政策につなげるためには、それぞれの受入国に対して最適な選挙監視を選択する必要がある、不適切な組み合わせはむしろ社会の害悪にもなり得るということが予想される。この理論的・実証的知見を、適切な選挙監視についての政策的な提言へとつなげる。

## 3. 研究の方法

民主的政治基盤の脆弱な政体において選挙監視機関が公共財の提供に与える影響をゲーム理論を用いて数理モデル化し、実証可能な仮説をたてる。理論モデルから導出された複数の含意を検証するためにデータを用いた実証分析を行う。特に、実験的手法により、監視機関の性質や監視対象国の国家能力を刺激として用い、数理モデルを再現する。

## 4. 研究成果

「半民主国家」と呼ばれる政体において、選挙監視機関が果たす役割は、監視対象政府による公共財の供給を促すこともあれば、抑止する方向に働くこともあることを明らかにした。選挙監視機関が監視対象政府のパフォーマンスを向上させる条件は、主に監視機関の政治的偏向の種類と、監視対象国の官僚組織の能力 (国家能力) に依存する。この知見は、選挙監視機関と監視対象国の性質の相互依存的関係により選挙監視の効果、及びその規範的影響が変化するという政策的示唆を与える。

上記の結果を得るため、まず、民主的政治基盤の脆弱な政体における、選挙監視の民主的政策 (公共財提供) に与える影響を、ゲーム理論を用いて数理モデル化し、実証可能な仮説をたてた。本モデルは Barro (1973)、Ferejohn (1986)、及び Fearon

(2011)等の先行モデルにおいて確立された「政治的モラルハザードモデル」を下敷きにしている。本モデル内において、政府は税金を公共財の提供に充てるか、レントとして収奪するかを決定するが、この決定を国民は直接観察することはできないため、為政者には自らの利益を優先し収奪を行う誘引が生まれる。収奪をしても、政府は選挙不正を通して市民の間での自らへの「本当の評価（不満）」が共有されることを防ぐことができ、政府に対する抵抗運動を抑止することができる。

このような政治的モラルハザードが生じやすい環境においては、選挙監視機関の果たす二つの役割が理論的に中心となる。第一に、選挙監視機関は選挙の不正を暴くことにより、政権に不正の政治的コストを負わせる効果を持つ。これにより、選挙不正の誘引を減少させ、公共財の提供を促す。第二に、選挙監視機関は市民個人々の独自の推論よりも、より正確な不正に関する情報を提供しうる。この場合、市民は選挙不正がレント・シーキングを覆い隠す目的を持っていると考え、さらに多くの市民がその考えを共有するため、協調的な抵抗運動が可能となる。よって、政府は政権維持の為に公共財創出の責務を果たす誘引を持つ。

しかし、選挙監視機関の民主的政策の安定に与える好ましい効果も、その性質に依存する。本理論の根幹となる選挙監視期間の「性質」は、その政治的偏向（バイアス）の方向性と、不正を正しく暴く確率（情報の「精度」）を採用した。この二種の性質に着目しつつ、選挙監視の「不正のコストを負わせる」役割と、「有権者の情報をアップデートする」役割をそれぞれ数理モデル化し、また、実験的手法（オンラインサーベイ実験）によりモデルを再現し、モデルが示唆する因果関係が、①監視機関の偏向と政府による公共財の供給、及び②監視対象国の国家能力と監視機関の効果の間に働くことがわかった。

本研究によって得られた政策的示唆は、以下の四点に集約される。まず、(1)「半民主国家」と呼ばれる政体において、選挙監視機関が果たす役割は、監視対象政府による公共財の供給を促すこともあれば、抑止する方向に働くこともある。特に、(2)21世紀において増加している、官僚組織の比較的強固な、しかし民主化度の低い政体においては、監視対象政府に対して批判的・敵対的な監視機関は当該政府の公共財供給に好ましくない影響を与えやすい。また、(3)官僚組織の脆弱な政体においては、選挙監視によって実現する公正な選挙が公共財供給に与える影響は大きくない。最後に、(4)半直感的ではあるが、選挙監視機関によって選挙不正が暴かれても、選挙不正が蔓延している政体においては、それが必ずしも良い為政者の選別には繋がらない。

本研究は英語論文にまとめられ、既に四つの国際学会と一つの国内学会において発表され、英文学会誌において査読されている。

#### <引用文献>

- ① Barro, Robert J. 1973. "The Control of Politicians: An Economic Model." *Public Choice* 14(1):19-42.
- ② Fearon, James D. 2011. "Self-Enforcing Democracy." *Quarterly Journal of Economics* 126(4):1661-1708.
- ③ Ferejohn, John. 1986. "Incumbent Performance and Electoral Control." *Public Choice* 50(1):5-25.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Kazuto Ohtsuki
2. 発表標題 Election Monitoring and Government Performance: Theory and Experiment
3. 学会等名 Annual Conference of the European Political Science Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kazuto Ohtsuki
2. 発表標題 Election Monitoring and Government Performance: Theory and Experiment
3. 学会等名 CEEISA-ISA 2019 Joint International Conference, Belgrade (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大槻一統
2. 発表標題 Election Monitoring and Government Performance: Theory and Experiment
3. 学会等名 2019年度日本選挙学会総会・研究会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kazuto Ohtsuki
2. 発表標題 Election Monitoring and Government Performance
3. 学会等名 International Studies Association Annual Convention (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kazuto Ohtsuki
2. 発表標題 Election Monitoring and Government Performance
3. 学会等名 Midwest Political Science Association Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	モワサン フレデリック  (Moisan Frederic)	ケンブリッジ大学	